

事務局長	次長	次長	作成者	起案日 令和5年 月 日
				決裁日 令和5年 月 日

農業委員会令和5年2月総会

開催日時 令和5年2月17日 午後1時30分～

開催場所 守口市役所6階 研修室602号

出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三
 ④大倉 利文 ⑤大西 庄治 ⑥木村 剛久
 ⑧辻本 恵美子 ⑨辻本 卓郎 ⑩中東 郷美
 ⑪橋本 徹 ⑫山崎 勝彦

事務局 阪本、松前、柴崎

閉会時間 午後1時55分

西口会長 それではただいまから令和5年2月の守口市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席委員の報告をお願いいたします。

事務局 御報告申し上げます。本日、欠席届の出ている委員は砂口委員でございます。山田委員は、ちょっとまだ遅れられているみたいなんですけれども、したがいまして、現在の出席委員数は11名でございます。

以上で報告を終わります。

西口会長 ありがとうございます。定足数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。

それでは初めに、農業委員会憲章を唱和したいと思います。また新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、またその黙読のほうをよろしくをお願いいたします。それではお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、本日の署名委員は、橋本委員と山崎委員でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。

発言に際しましては、挙手をお願いいたしまして、その後、私のほうから指名させていただきますので、発言方よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止について」、事務局から説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止について」これを御参照ください。

こちらにつきましては、次の資料、議案第4号の参考の1の令和3年3月22日付、守口市農業委員会告示第10号、こちらを廃止するものでございます。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、いわゆる下限面積要件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、令和5年4月1日付で廃止されます。

議案第4号の参考2、次の資料、こちらをごらんください。

こちらに左右にですね、改正前、改正後の許可基準を対照する形で書いておりまして、左側の丸の3つ目、一定の面積を経営すること、こちらが、いわゆる下限面積要件でしたが、今回、4月1日施行で廃止となります。これにつきましては、農業者の減少・高齢化が加速する中においては、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入するものを地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点から行われます。

続きまして、議案第4号の参考3、こちらをごらんください。

こちらは農林水産省経営局農地政策課、経営専門官（農地利用最適化グループ）からの事務連絡となっておりますが、現行の下限面積要件につきましては、改正法施行日までに廃止することとされております。

つきましては、先ほどもごらんいただきました参考1の令和3年3月22日付、守口市農業委員会告示第10号により設定いたしました農地法第3条第2項第5号の別段の面積を、改正法施行日である令和5年4月1日付で廃止するものでございます。

以上で、議案第4号は、説明を終わります。よろしく申し上げます。

西口会長 説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたら、よろしく申し上げます。

よろしいですか。御意見、質問ございませんか。

それでは、ほかに質問がないようでしたら、採決に移りたいと思います。

議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止について」、承認の方は挙手をお願いしたいと思います。承認の方。

(挙手)

西口会長 全員、御賛成いただきました。ありがとうございます。

それでは、農業委員会等に関する法律第30条の規定により、全会一致で、本件議案は可決されました。ありがとうございます。

続きまして、2の協議事項「守口市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項「守口市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を御説明いたします。

次のページの1枚ものの概要資料を御参照ください。

まず、概要資料の左上部になりますが、本指針策定の背景と記入させていただいております。まず、平成28年4月、こちらに農業委員会法が改正されまして、農地等の利用の最適化の推進、こちらが農業委員会の必須事務となりました。また、本指針についても、策定が努力義務とされました。

そして、先ほどもありましたが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、令和5年4月1日付で農業委員会法が改正されまして、本指針の策定が義務化されました。

このことから、施行日までに本指針を策定する必要が生じたので、本総会にて案をお示しし、予定といたしましては、3月総会にて決定できたらと考えてございます。

続きまして、左下部の本指針の基本的な考え方といたしましては、本市の特徴としまして、都市農地が住宅地に点在していると、そして、市内農家につきましても小規模農家が多く、高齢化に伴う継承者不足、こういったことから農地の遊休化であったり、宅地化ということが課題であるというような現状でございます。これから、地域の実態に応じた取組、これを推進しながら、都市農業の多様な機能を発揮するための具体的な目標、そして推進方法、目標の達成状況に対する評価方法、こちらを定める指針となっております。

守口市においては、都市農業・都市農地が中心となっていることから、令和2年10月に守口市が策定いたしました「守口市都市農業振興基本計画」、こちらの計画と整合をとりながら策定するものでご

ざいまして、農業委員会委員の改選期である3年ごと、また必要に応じて、法改正等がございましたら、検証・見直しというものを行うものでございます。

また、長期的な一応、指針ということですので、単年度、短期的な活動につきましては、別途、国のほうから出ております「農業委員会による最適化活動の推進等について」という、局長通知、及び課長通知、こちらを参考に実施していくものでございます。

指針の内容につきましては、大きく2つございます。遊休農地の発生防止と守口市と連携した都市農業の多面的機能の発揮でございます。

遊休農地の発生防止につきましては、現況、農業委員会で認定しているものがゼロヘクタールであり、その現状維持のため、日常的な農地パトロール、年1回の重点農地パトロール、必要に応じて実施する利用意向調査を実施してまいります。

続きまして、守口市と連携した都市農業の多面的機能の発揮につきましては、生産緑地制度や防災協力農地登録制度、これらの関連制度を活用して、担い手の確保や農地の保全、これらを図るとともに、守口市や市内農家団体等が実施する各種事業・イベントの周知協力等を通じまして、地域住民への都市農業への理解の促進を図っていくものでございます。

以上が、簡単ではございますが、指針（案）の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、その次についておりますのが、指針（案）の本文になってございまして、こちら3枚あるのですが、こちらの概要の内容を、少し詳細に文章にして示したものになります。

今後の流れといたしましては、まず、この指針（案）の概要等に基づきまして、この場でこういった事項というのを追加したほうがいいのではないかとか、そういった件につきまして、この場で協議していただき、そこで出た意見、また、本指針（案）を改めて持ち帰っていただいて、確認していただいた結果、出ました御意見というのを反映した上で、3月の総会に、議案として図りたいと考えてございます。つきましては、令和5年3月10日金曜日までに、本日出なかつた意見についても受け付けさせていただきたいと考えておりますので、そういった点がありましたら、事務局へお伝えおきいただけたらなと考えております。

まず、簡単ではございましたが、説明させていただきましたこの指針（案）について、現状で、こういった御意見があるとかいうことを、農業委員会の総会のほうで、協議いただけたらと考えております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。

皆さんからの御意見、御質問を伺いたいと思います。どなたからでも結構でございます。どうぞ。中身が太いので、今、説明をいただいて、ご覧になってあれやと思います。今、質問なり御意見いただいたらありがたいですけど、また後ほどでも意見がありましたら、事務局のほうへ連絡をいただきましたらありがたいと思います。もうちょっと時間を設けまして、皆さんからの御意見、御質問を伺いたいと思います。

ここにも書いてますように、守口市の都市農業振興基本計画とも整合性を図りながら云々というのも出てますし、今、皆様方の手元には、都市農業振興基本計画もお持ちじゃないと思いますし、また後ほどでも結構でございます。いろいろ御意見を頂戴できたらありがたいと思います。

いかがでございますか。それでは、御意見、御質問がありましたら、後ほどまた事務局のほうへ御意見を頂戴いただくということで、今回は、これぐらいでよろしいでしょうかね。それでは、御意見、御質問ありましたら、また事務局までよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、協議事項は、以上で終わりたいと思います。

続きまして、報告事項を、事務局から説明をいただきたいと思えます。報告事項は、3件ほどあり、1つは、「生産緑地の取得の斡旋について」、2番目には、「生産緑地の取得の斡旋結果について」、3番目は、「農業委員会委員募集の現況等について」、それぞれ続いて3件、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項(1)「生産緑地の取得の斡旋について」を御参照ください。こちらになります。1枚ものになります。

これは、令和5年1月26日付で守口市長から生産緑地の取得の斡旋について、協力依頼がありまして、令和5年2月8日付で斡旋の依頼を行ったことの報告でございます。

対象農地等の詳細につきましては、こちらの報告事項に記載のとおりでございます。なお、当該の生産緑地につきましては、申出人が複数名ございますが、複数名いるこの申出人らの共有地となっております。

続きまして、報告事項(2)「生産緑地の取得の斡旋結果について」を御参照ください。こちらは、2枚資料がございます。

これは、令和5年1月農業委員会総会において報告しました生産緑地の取得の斡旋について、令和5年2月7日付で、北河内農業協同組合代表理事組合長から回答がありましたので、令和5年2月10日付で守口市長に回答を行いましたことの報告でございます。対象等の詳細については、記載のとおりでございます。1件目から4件目までの4件ございまして、全て斡旋結果は不調となっております。

また、1月総会において、生産緑地の買取りの申出と行為制限の解除について追って説明することとされていた件についてですが、買取りの申出の日から3カ月間経過した場合は、行為制限が解除されるという生産緑地法の規定につきましては、守口市においても適用されるということを申し添えます。

続きまして、最後に、報告事項(3)「農業委員会委員募集の現況等について」を御参照ください。

これは、守口市では令和5年2月1日から農業委員会委員の募集を行っておりまして、農業委員会等に関する法律第9条第2項及び同法の施行規則第6条第1号の規定により、期間の半分以上を過ぎたことから、中間情報についてホームページに公表を行ったことの報告でございます。

報告の詳細については、別紙A3の用紙を御参照ください。こちら、市のホームページに発表させていただいているものになるんですけども、既に応募・推薦いただきました以上の皆様、ありがとうございます。これから考えておられる方もいらっしゃると思いますので、期間が、今月の28日までとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、報告事項(1)(2)(3)の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

西口会長 説明が終わりました。御意見、御質問ありましたら伺いたいと思います。どうぞ、よろしいですかね。

ないようでございますので、以上で、案件が全て終わりましたので、以上で、令和5年2月農業委員会総会を終了いたします。

最後に、事務局から何かありましたら、連絡をお願いいたします。

事務局 本日、また農業時報のほうをお手元のほうに置かせていただいておりますので、配布のほうの御協力をよろしくお願いいたします。

それと、本日の遊休農地と生産緑地の賃借がしやすくなりましたという市民農園の開設とか、この冊子のほうを、皆様のほうに置かせていただいております。これは、来月の3月22日の午前10時から、

この部屋で総会を行っていただくんですけども、その後、大阪府農業会議の鈴木専務理事兼事務局長のほうが、この賃借とか市民農園について、御講義していただく予定になっておりますので、まずもって持って帰っていただいて、読んでおいていただければなというように思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、3月10日、現地調査がございますので、担当の委員様方、お忙しいとは思いますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございました。

それでは、総会を終わりたいと思います。ありがとうございました。